平成２５年第６回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２５年第６回大仙市教育委員会定例会を平成２５年６月２８日（金）午後４時から大仙市立大曲図書館３階視聴覚室において開催した。

出席委員

１番委員　後　藤　眞　暎
２番委員　三　浦　憲　一
３番委員　鈴　木　直　樹
４番委員　佐々木　フミ子
５番委員　物　部　長　仁
６番委員　富　樫　佳　典

説明員

教育指導部長	小笠原　晃
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	千　田　寿　彦
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課参事	山　崎　文　幸
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	滝　沢　清　寿
学校給食総合センター所長	鈴　木　喜　一
総合図書館主幹	佐々木　満
総合市民会館長	羽根川　和　雄
花館公民館長	千　葉　伸　夫
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	三　浦　廣　一
中仙公民館長	草　薙　祐　喜
協和公民館主幹	佐々木　春　美
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　徹
太田公民館長	小　松　孝　勝

書記

教育総務課参事	大　河　洋　子
教育総務課主幹	田　口　広　龍

４　付議案件

(1)　議案第32号　平成２５年度大仙市一般会計補正予算（第２号）案に関する臨時代理について(各課)

(2)　議案第33号　平成２５年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）案に関する臨時代理について（学校給食総合センター）

(3)　議案第34号　大仙市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について（教育総務課）

(4)　議案第35号　大仙市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について（教育総務課）

(5)　議案第36号　大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について（教育指導課）

(6)　議案第37号　大仙市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について（教育指導課）

(7)　議案第38号　払田柵跡環境整備審議会委員の委嘱について（文化財保護課）

(8)　議案第39号　旧池田氏庭園保存整備審議会委員の委嘱について（文化財保護課）

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
次第３番、教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
続いて、各課、所、公民館から行事報告をしていただきます。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各部署から事業報告、行事報告を行った。）

物部委員長
以上、教育長報告をしていただきました。
このことについて、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いします。

各委員　なし

物部委員長
それでは、次第４番の付議案件に入ります。
議案第３２号　平成２５年度大仙市一般会計補正予算（第２号）案に関する臨時代理について、各課から説明をお願いします。
はじめに、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
議案第３２号平成２５年度大仙市一般会計補正予算（第２号）案に関する臨時代理について、御説明を申し上げます。
１１ページを御覧ください。これは、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により臨時に代理するものでございます。理由については、記載のとおりでございます。
１２ページを御覧ください。所管の説明に入る前に全体の説明をさせていただきます。補正前の教育費38億1,589万7,000円に対しまして、補正額492万1,000円でございます。合計額が38億2,081万8,000円になるものでございます。各項目に関しましては、所管の担当が説明いたしますが、職員の人件費の減額につきまして私の方から御説明いたします。
今般、国において東日本大震災の復興財源確保のため、平成２４年４月から国家公務員の給与を削減しておりますが、地方公務員に対しましても、今年7月から足並みを揃えるようにとの要望があり、大仙市もそれに従い給与を減額するものでございます。教育費の人件費削減額は合計で849万6,000円、職員149名分となっております。

その他の補正につきましては、事業説明書で御説明いたします。
次に１３ページの事業説明書を御覧ください。
事業名、校舎等維持補修及び施設整備費であります。内容は、協和中学校外部油配管改修工事でございます。補正額890万8,000円でございます。これは、協和中学校の浄化槽の定期点検の際に浄化槽に油が入り込んでいるとの報告を受けまして、原因調査したところ校舎１階に敷設しております外部油配管が３か所破損しており、灯油が地中に浸透したものでありました。この配管は、平成４年度に大規模改修したときに敷設したもので２０年経過しており、近年は接続部分を補修しながら対応しておりましたが、今年の豪雪で破損したために、学校施設の安全確保のため、経年劣化している油配管を改修するものでございます。施工につきましては、現在工事中の大曲南中の施工方法に倣いまして、雪害を考慮して地上配管から壁面配管に変更し、接続部分に強化部材を使用して、支持間隔を２メートルから１メートルに短くし強化するものでございます。なお、浄化槽に流入した油は放流層に混入していないことを県の地域振興局の河川担当、消防署及び保健所から確認していただき、地域にも影響のないことを確認していただいております。
なお、補正額の財源は全て一般財源でございます。
以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
このことについて、何か御質問等ございませんか。

各委員　なし

物部委員長
次に生涯学習課、お願いします。

生涯学習課参事
資料の１４ページを御覧ください。公民館管理費の大曲公民館別館車庫兼物置の解体経費について、76万2,000円の補正をお願いするものでございます。
事業の概要でありますが、大曲公民館別館前にあります車庫兼物置鉄骨２階建て26.4㎡の建物でございますが、老朽劣化が進みここ数年の豪雪により倒壊のおそれもあり、また、別館前の住宅が新築になりまして景観や安全の面から心配する声もあったことから危険を回避するために解体するものであります。この建物は、昭和４８年の建築の旧根本会館に付随したものでありまして、築３９年が経っております。解体撤去予算の主なものといたしましては、仮設工事16万7,000円、解体工事41万9,000円、土間補修費3万3,000円となっております。今後の方向性ですが、建物内部に保管されておりますプランターなどはほとんど使用されておらず、活用できるものについては希望する公民館に配布するほか、必要に応じて女性センターに保管する予定としております。
以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　このことについて、何か質問はありませんか。

各委員　なし

物部委員長
　次に、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長
　１５ページを御覧ください。文化財保護で補正をお願いした経費は文化財保護経費に35万1,000円を補正するものであります。内容は秋田県指定無形民俗文化財「長野ささら」の県外出張公演に係る費用を一部助成するものでございます。中仙地域で４００年以上も受け継がれてきました長野ささらは、県の指定を受けた無形民俗文化財ですが、このほど神奈川県座間市長から１１月に開催されるふるさと祭りに是非来ていただき、公演をお願いしたいとの要請がありました。これを受けまして、若い方々が一生懸命継承してきました長野ささら保存会を、大仙市でも是非応援したいということで１０人分の旅費を補正するものでございます。
　なお、大仙市と座間市は、旧中仙町時代から災害時総合応援協定の締結を契機にしました行政交流はもちろんですが、特産品を活用した交流事業なども継続してきております。今回の公演は、今後、長野ささらを保存継承していく観点からも大きな弾みになるものと考えます。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　このことについて、何か質問はありませんか。

各委員　なし

物部委員長
　次にスポーツ振興課、お願いします。

スポーツ振興課長
　事業説明書１６ページになります。これは野球場管理費、神岡野球場のトイレ改修に係る費用でありまして、414万8,000円の補正をお願いするものでございます。神岡野球場は草野球、学童、中学生、大学のサマーキャンプに利用されておりますが、トイレの臭気改善の要望が長く寄せられております。今般、和式便器を洋式化し、トイレブース床等の塗装、臭気抜きのパイプファン取替え等の水洗化を行うもので、８月中の完成を目指しております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　このことについて、何か質問はありませんか。

各委員　なし

物部委員長
　ただいま、補正予算４件について説明がございました。
　質問はないようですので、議議案第３２号平成２５年度大仙市一般会計補正予算(第２号)案に関する臨時代理については、説明のとおり承認することといたします。
　次に議案第３３号大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）案に関する臨時代理について、学校給食総合センター所長、お願いいたします。

学校給食総合センター所長
　１７ページになります。議案第３３号大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）案に関する臨時代理について、御説明いたします。１８ページを御覧ください。臨時代理第１５号をする理由でございますが、記載のとおりでございます。
　１９ページの特別会計補正予算ですが、今般、国において東日本大震災の復興財源確保のために、平成２４年４月から国家公務員の給与を削減しており、地方公務員に対しましても今年7月から足並みを揃えるものでございます。大仙市もそれに従い給与を減額するもので、給食センター事務職員の人件費削減額は合計で75万2,000円であります。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　何か、質問はありませんか。

各委員　なし

物部委員長
　それでは、議案第３３号大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）案に関する臨時代理については、説明のとおり承認することといたします。
　次に、議案第３４号大仙市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　２０ページを御覧ください。議案第３４号の大仙市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。２０ページから２３ページまでとなっております。
　本案は教育委員会の会議の円滑な運営を図るため、また、これまでの経緯を踏まえ実情に即した規定とするため、所要の改正を行うものでございます。これにつきましては新旧

対照表を用いまして、また、改正箇所が大幅ですので主な改正点についてのみ御説明申し上げます。

はじめに、委員の議席について定めた第２条の改正でございます。

これまで議席については、くじ引きによる抽選で定めておりましたが、これからは、委員長に委任し委員長が定めることといたします。

次に、会議の招集方法について定めた第３条の改正です。第１項ですが、会議の招集は各委員に通知をもって行っておりますが、現行では臨時会のみ付議案件を通知することとなっております。今後は、定例会の際にも付議案件を通知することとするものです。また、緊急の会議の場合には、通知を要しない旨の例外規定も設けるものでございます。さらに、新たに第４項を設け、会議を開く場合の市民への告示も義務付けるものでございます。

これらは現在、既に実施しているものでありまして、これまでと取扱いが何ら変わるものではございません。

次に、２ページ目を御覧ください。委員長職務代理者の指定等について定めた第６条の改正でございます。これまで、職務代理者の任期につきましては規定がなく、慣例で委員長の任期と同様に取り扱っておりましたが、明確化を図るため新たに第２項を設け任期をその指定された時から次の委員長が選任される時までと規定するものでございます。さらに、第３項を設け委員長及び職務代理者が共に事故があった場合などにおける委員長の職務を代理するものとして、先任の委員が行うこととするものでございます。

次に３ページ目、秘密会について定めた第８条になります。同条第１項として教育委員会の会議を秘密会とすることができる事項をあらかじめ規定して、記載のとおり６つの事項を規定するものでございます。

次に、６ページになります。請願、陳情について定めた第１６条になりますが、請願を行う場合には必要事項を記載した文書の提出を義務付けるものであります。また、審議結果については、原則通知することとして取り扱うものでございます。

次に８ページ目、会議の傍聴について定めた第２５条であります。傍聴人の遵守事項については、別に定める傍聴人規則によります。これにつきましては、この後御説明いたします。

次は、９ページの会議録の記載事項を定めた第２９条でありますが、記載事項につきましては実情を踏まえるとともに、今般の本規則の改正に伴い記載事項を整理しております。

このほか、議事日程に関する規定や議案の朗読に関する規定など、削除しても特段支障がないと思われるものの条文を整理するとともに、文言整理を行うものでございます。

施行期日は、平成２５年７月１日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長

ただいま規則の改正案の説明をいただきました。意見、質問等ありましたらお願いします。

各委員　なし

物部委員長
　これは、前回にも説明をいただいておりますね。とてもすっきりした形になりましたので、良かったですね。
　それでは、議案第３４号大仙市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定については、説明のとおり改正して制定することといたします。
　次に、議案第３５号大仙市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　議案第３５号大仙市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。
　これは、先ほどの教育委員会会議規則に基づいて改正するものでございます。２４ページから２５ページまでとなります。資料ナンバー２の新旧対照表を御覧ください。
　はじめに、傍聴を禁止する者を定めた第３条の改正になります。傍聴を禁止する者に、新たに第３号として「特に異様な服装をした者」を加えるものでございます。これまでは、傍聴人の遵守事項に「異様な服装をした者」として規定しておりましたが、通例に倣いまして、こういう者については最初から入室を許可せず傍聴を禁止しようとするものでございます。これに伴います号の繰下げ、また、文言整理を行うものでございます。
　次に２ページ目でございますが、傍聴人の守るべき事項を定めた第４条の改正になります。これまで第５号として異様な服装をすることを禁止事項としておりましたが、先ほど御説明申し上げましたとおりこれを第３条の禁止事項として規定しましたので、削除するものでございます。通例に倣いまして、新たに第５号として「帽子、外とう、襟巻の類を着用すること」、また、第６号に「杖、傘の類を携帯すること」、第７号に、「携帯電話等の音声を発する電子機器を携帯する場合において、電源が入った状態にすること」を禁止事項として規定するものでございます。このほか、これに伴う号の繰下げを行うものでございます。
　次に、傍聴人の退場に関する事項を定めた第５条の改正になります。
　まず、第１項に第４条に規定する傍聴人が守るべき事項に違反した時、委員長が退場を命ずることができる旨を明記することとし、第２項には傍聴人は会議を終了したとき、傍聴人が守るべき事項に違反したとき、及び秘密会とする事件を審議するため退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない旨を明記したものでございます。
　施行期日は、平成２５年７月１日としております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　ただいま規則の改正案の説明をいただきました。こちらも前回、説明をいただきました。
　意見、質問等ありましたらお願いします。

各委員　なし

物部委員長
　それでは、議案第３５号大仙市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定については、説明のとおり改正して制定することといたします。
　次に、議案第３６号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
　議案第３６号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、御説明申し上げます。２６ページから２７ページになります。
　就学援助については学校教育法第１９条で、経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し市町村では必要な援助を与えなければいけないと規定されておりまして、大仙市では、生活保護基準の1.3倍以内の収入で生活が困窮し就学困難な状態にある方を準要保護者に認定して、学用品、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学用品費、医療費、学校給食費等を支給しております。また、生活保護世帯の方を要保護者として、修学旅行費、医療費を支給しています。本案は国の制度改正によりまして、要保護児童生徒の支給項目の中に、ＰＴＡ会費、生徒会費、クラブ活動費の３項目を追加することになりましたが、その判断は市町村に任せるということであります。この中で、クラブ活動費は児童生徒に一律に負担すべき判断は算定が難しいことから、本市ではＰＴＡ会費と生徒会費を追加することといたしました。対象学年は全学年で限度額以内の実費といたしまして準要保護者に支給するものであります。年度途中の認定者は月割りで支給します。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　ただいま要綱の改正案の説明をいただきました。意見、質問等ありましたらお願いします。

富樫委員
　生活保護世帯の1.3倍の収入とありましたが、生活保護世帯の算定基準額を教えてください。生活保護世帯の判断と申しましょうか。

教育指導課長
　生活保護世帯の基準額については、ただいま手元にございませんので、後ほどお知らせいたします。

物部委員長
　全体では、どれくらいの増額になりますか。

教育指導課長
　試算いたしましたところ、小学校生徒会費で137万円、ＰＴＡ会費95万円、中学校生徒

会費100万円、ＰＴＡ会費80万円でおよそ500万円の増額となっております。ただし、要保護児童生徒数は微増の状況でございまして、昨年度５８名に対し今年度６４名でございます。一方、準要保護の児童生徒数は徐々に減ってきておりまして、これは全体の生徒数が減ってきていることによるものと考えます。昨年４６２名でしたが、今年度は４３０名となっております。

物部委員長
　ほかに質問等ございますか。

教育指導課長
　先ほどの基準ですが、例えば２０歳から４０歳代の方々については年間39万6,240円、世帯割として１人世帯で52万7,170円、合わせても100万円を超えない状況であります。これが、現状の基準と考えていたたければと思います。

物部委員長
　ただいま、生活保護基準の質問に対しての返答でありましたが、生活保護については健康福祉部の所管でございます。これでよろしいでしょうか。

三浦教育長
　改正は生活保護者ではなく、準要保護者に対して行うものですね。

富樫委員
　わかりました。

物部委員長
　それでは、議案第３６号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定については、提案のとおりといたします。
　次に、議案第３７号大仙市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育指導課長お願いします。

教育指導課長
　議案第３７号大仙市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について御説明いたします。２９ページ、３０ページを御覧ください。
　特別支援教育就学奨励費は小学校、若しくは中学校の特別支援学級への就学という特殊事情に鑑みまして、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して経済的負担を軽減するために、経費の一部を支給しているものでございます。
　本案につきましても、国の特別支援教育就学奨励費の支給対象者、支給対象経費が変更になったことから、それに伴う文言整理を行うものでございます。３０ページの第２条中「中学校の特別支援学校に在籍する児童又は」を「若しくは中学校に在籍する学校教育法施行令第２２条の３に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又はこれ

らの学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは」に改めるというように、対象となる児童生徒が拡大されたということでありますが、この学校教育法施行令第２２条の３に規定する障害をもって通常の学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒は、ほとんどおりません。本市にもおりません。いわゆる特別支援学校に在籍しておりますので、よほどの事情で在籍した場合に限り、支給の対象となるというものです。対象経費は第５号、６号にあるように、学用品、新入学児童生徒学用品のほかに通学用品購入費も入ったということでありまして、国の法改正に伴った文言整理をしたものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長

ただいま要綱の改正案の説明をいただきました。意見、質問等ありましたらお願いします。

各委員　なし

物部委員長

それでは、議案第３７号大仙市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定については、提案のとおりといたします。

次に、議案第３８号払田柵跡環境整備審議会委員の委嘱について、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長

それでは、議案第３８号払田柵跡環境整備審議会委員の委嘱について、御説明いたします。資料３１ページとなります。

本案は、払田柵跡環境整備審議会委員の任期が平成２５年３月３１日をもって満了となりましたことから、３２ページの表にある方々に委員を委嘱したく、御承認をお願いするものでございます。払田柵跡環境整備審議会は、国指定史跡払田柵跡を単に現状保存することに留まることなく、文化財としての価値を高め、地域住民はもとより国民が活用できるための保存と環境整備についてバランス良く計画実施するために、専門的な立場から調査研究し審議していただく審議会でございます。審議会の委員は条例で１０人以内となっており、これまで８人の先生方にお願いしておりましたが、外郭北東部地区の復元に関して検討が終了したことに加え、今後はこれまでの検討結果を具現化する整備の実施と史跡公園としての維持管理を行う段階となることから、このたびの委嘱はお示ししている案のように４人の先生方を予定し、任期は平成２５年７月１日から平成２７年６月３０日までの２年間となるものであります。なお、この４人のほかに古建築の学識経験者が必要であることから、秋田県教育委員会を通じて奈良文化財研究所に専門家の推薦をお願いしているところでございます。その推薦と内諾をいただき次第、もう１人の追加委嘱をお願いすることになりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　ただいまの説明について、意見、質問等ありましたらお願いします。

各委員　なし

物部委員長
　それでは、議案第３８号払田柵跡環境整備審議会委員の委嘱については、提案のとおりといたします。
　次に、議案第３９号旧池田氏庭園保存整備審議会委員の委嘱について、文化財保護課長お願いします。

文化財保護課長
　議案第３９号旧池田氏庭園保存整備審議会委員の委嘱について、御説明いたします。
　資料３３、３４ページになります。
　本案は、旧池田氏庭園保存整備審議会委員の任期が平成２５年３月３１日をもって満了となったことから､別紙の方々を委員に委嘱いたしたく御承認を求めるものでございます。旧池田氏庭園保存整備審議会は、旧池田氏庭園の歴史的文化価値を保存継承するために行う保存と整備、及び活用等に関して専門的な立場から計画の実施について審議していただく審議会であります。審議会は条例で定められており、５人以内としてこれまで４人の委員で組織されておりました。庭園の保存管理計画では、庭園整備に要する期間を３０年間としており、それぞれ１０年ずつ１期から３期に区分し今年度が第１期の最終年であり、第１期では緊急性の高い修繕、修復工事を行ってまいりました。来年度からは同計画における第２期として、今後１０年間について滅失した建物復元や公開活用施設の運営など、池田本家庭園、払田分家庭園の総合的な活用整備を進めることになります。こうしたことから、このたびの委嘱については、これまでの委員に加え、新任として払田分家当主の池田康夫氏にも委員となっていただき審議会を組織していただく案でございます。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

物部委員長
　今度は、御分家さんが入るということですね。今までは御分家さんの庭園は整備されていなかったのですか。

文化財保護課長
　いえ、分家も併せて整備はしておりました。

物部委員長
　わかりました。
　ただいまの説明について、意見、質問等ありましたらお願いします。

各委員　なし

物部委員長
　それでは、議案第３９号旧池田氏庭園保存整備審議会委員の委嘱については、提案のとおりといたします。
　次に、その他に入ります。教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　６月の定例教育委員会につきましては、７月２５日木曜日の午後４時を予定しております。場所は、図書館３階視聴覚室で行います。定例会終了後、懇談会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

物部委員長
　委員の皆様、御都合はよろしいでしょうか。

各委員　はい

物部委員長
　大変このように暑くなってまいりました。噂によりますと経費節減のため、３０度を超えないと執務室には冷房が入らないという状況もあるようです。どうか皆様、十分に御健康に御留意されまして、この季節を乗り切っていただきたいと思います。
　また、７月になりますと学校も夏季休暇に入ります。事故防止につきましてもどうかよろしくお願いいたします。
　また、後藤委員、佐々木委員のお二方におかれましては、６月３０日をもちまして任期満了を迎えられるということでございます。任期中、今日が最後の教育委員会定例会でございます。本当に８年もの長い間ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。
　それでは、一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

後藤委員
　医師であり教育行政のことなど何も知らずに委員となった私でしたが、全て皆様から勉強させていただきました。今考えると、自分のためにやってきたようなところもありますので、大変申し訳なく、また、感謝しております。
　さまざまな研修にも出させていただきましたが、どこに行ってもどんな場面でも、大仙市の教育の素晴らしさを実感することができましたし､優越感を感じることができました。
　皆様のおかげで８年間務めることができたと思っております｡ありがとうございました。

佐々木委員
　８年前は、定例会に出席するたびにドキドキしたものでした。農家の主婦であり教育現場にも全く関心のない私でしたが、地域の学校に出向き先生方にも恵まれまして、食育について頑張ってきたことが、今一番の思い出になっております。また、定例会の中で教育長さんや皆さんの報告を聞き、子どもたちの頑張りにうれしかったり感動したり、公民館

事業の多さには驚くばかりでございました。
　本当に充実した８年間でありました。ありがとうとうございました。

物部委員長
　ありがとうございました。
　本日の委員会は、これで終了いたします。

閉会時間　午後５時２６分